

退職金専用

特別金利定期預金

# Second story

《取扱期間》2026年5/1<sup>金</sup>～2027年4/30<sup>金</sup>まで

スーパー定期預金または大口定期預金(年齢制限なし)

店頭表示金利

**+年0.3%** 上乘せ

さらに

公的年金のお受取りを当金庫にご指定、またはご予約いただいた方

店頭表示金利

**+年0.2%** 上乘せ

定期預金と同時に投資信託を30万円以上お申込みいただいた方

店頭表示金利

**+年0.1%** 上乘せ

対象銘柄:当金庫取扱いの全銘柄  
(NISAつみたて投資枠専用商品は除きます。)  
当金庫の「投資信託商品ラインアップ」をご覧ください。

店頭表示金利

**最大+年0.6%** 上乘せ

ご利用いただけるお客さま

退職金受取後18か月以内のお客さま

退職金額等の確認

ご契約にあたっては、退職金受取口座の通帳等で退職金お受取額を確認できる資料のご提示をお願いします。

お預入れ限度額

1口座100万円以上、  
退職金支給額の範囲内

お預入れ期間

1年

その他条件

同一退職金につきお一人さま1回のご利用に限らせていただきます。



◀ 当金庫HPIはこちらです



松本信用金庫

<https://www.matsumoto-shinkin.jp/>

令和8年5月1日現在

退職金専用

特別金利定期預金

# Second story

## 特別金利定期預金について

- 退職金お預入れに限らせていただきますので、現在お預入れいただいている定期預金等からのお預け替えはできません。
- スーパー定期預金の初回満期日後の適用金利は、満期日当日の店頭表示金利を適用します。
- 大口定期預金は、自動継続扱いといたしません。
- 中途解約の場合は、預入期間に応じた当金庫所定の中途解約利率を適用します。
- 本商品は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
- お受取利息には、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。  
※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

## 非課税口座に関するご留意事項

- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続きの下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間投資枠が消費されます。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取り扱いが変更となる可能性があります。

## 投資信託ご購入にあたってのご留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資金に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫本支店等にご用意しています。
- 投資信託のご購入から換金・償還までの間に、直接または間接にご負担いただく各種費用および手数料には以下のものがあります。
  - ・申込手数料(申込金額に対して、最大3.300%(税込))
  - ・信託報酬(純資産総額に対して、最大年率1.749%(税込))
  - ・信託財産留保額(換金時の基準価額に対して、最大0.300%)
  - ・監査報酬および有価証券売買手数料などその他の費用については、運用状況や保有期間等に応じて変動するため、表示することができません。詳細につきましては、各ファンドの目論見書でご確認ください。

